

スーダン国際平和協力業務実施要領（概要）

1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

（1）地域

スーダン共和国（北ダルフール州、西ダルフール州及び南ダルフール州を除く。）内において、国際連合事務総長又は国際連合スーダン・ミッション（以下「UNMIS」という。）国際連合事務総長特別代表その他の国際連合事務総長の権限を行使する者（以下「事務総長等」という。）が指図する地域

（2）期間

平成20年10月8日から平成23年9月30日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

（1）次に掲げる業務に係る国際平和協力業務であって、UNMIS軍事部門司令部において行われるもの。

ア 輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設又は機械器具の据付け、
検査若しくは修理に関する調整

イ 物資の調達に関する調整

ウ 飲食物の調製に関する調整

エ 宿泊又は作業のための施設の維持管理に関する調整

（2）UNMISの活動に係るデータベースの管理の用に供する電子情報処理組織の保守管理であって、UNMIS国際連合事務総長特別代表室において行われるもの。

3 国際平和協力業務の実施の方法

（1）実施計画及び実施要領の範囲内において、事務総長等による指図の内容に従い業務を実施

（2）隊員は、事務総長等の定めるところにより、事務総長等と緊密に連絡をとる。

（3）派遣後、おおむね半年を経過した後、隊員の交替を行う。

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する自衛官

- (1) 国際連合の要請する階級を有する者であること。
- (2) 国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する者であること。
- (3) 国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。
- (4) スーダンに関して政治的な利害関係を有していない者であること。
- (5) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

- (1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項
- (2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第1号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）

- (1) 隊員は、国際平和協力本部長から、国際平和協力業務を中断するよう指示された場合、当該業務を中断する。
- (2) 次に掲げる場合には、その状況等を本部長に報告し、指示を受ける。

ア 紛争当事者が停戦合意、国際連合平和維持活動及び我が国による国際平和協力業務の実施に対する同意を撤回する旨の意思表示を行った場合

イ 大規模な武力紛争等の発生により、もはや前記の合意又は同意が存在しなくなると認められる場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、前記の合意又は同意が存在しなくなると認められる場合

エ 国際連合平和維持活動がもはや中立性をもって実施されなくな

ったと認められる場合

(3) 業務の中断の報告

(4) 業務を中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

(1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とする事務総長等の指図があった場合の措置

隊員は、当該指図の内容その他必要な事項につき、可能な限り速やかに本部長に報告し、その指示を受けるものとする。

(2) 安全のための措置

ア 隊員は、状況が隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、本部長の指示を受けるいとま及び事務総長等と連絡を取るいとまがないときは、国際平和協力業務を一時休止する。

イ 隊員は、必要に応じて、他の隊員、他のUNMIS要員又は在スーダン日本国大使館と連絡を取る等積極的に安全に係る情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意する。

(3) 業務を遂行できない場合の措置

病気、事故等の場合、本部長に報告するとともに、事務総長等に連絡する。

(4) 調査、効果の測定等についての報告

隊員は、業務に関する調査並びに効果の測定及び分析について本部長に随時報告する。

(5) スーダン国際平和協力隊の隊長と隊員との関係

別途本部長が定める。